

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正に伴い、区分所有の共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合等が一括して認定を受ける仕組みに変更となる。

このことから、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境整備条例」という。）において、当該改正箇所を引用している条項について改正する必要が生じるため、規定の整備を行う。

以上について、住環境整備条例の一部を改正する条例を令和3年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

住環境整備条例において、届出等を規定している第7条について、第2項（7）における長期優良住宅法の「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改正する。

3 施行予定日

令和4年2月20日

4 添付資料

（別紙） 新旧対照表（改正箇所抜粋）

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年12月6日条例第68号 中略 平成31年3月5日条例第15号 令和3年3月9日条例第21号 <u>令和3年12月〇日条例第〇号</u></p> <p style="text-align: center;">世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条—第9条の2） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条—第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条—第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条—第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条） 第7章 長屋に関する措置（第27条—第31条） 第8章 雑則（第32条—第38条）</p> <p>附則 （建築計画の届出及び協議）</p> <p>第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。）又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受ける指定建築物の建築をし</p>	<p style="text-align: center;">○世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年12月6日条例第68号 中略 平成31年3月5日条例第15号 令和3年3月9日条例第21号</p> <p style="text-align: center;">世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条—第9条の2） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条—第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条—第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条—第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条） 第7章 長屋に関する措置（第27条—第31条） 第8章 雑則（第32条—第38条）</p> <p>附則 （建築計画の届出及び協議）</p> <p>第7条 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号。以下「区中高層建築物等条例」という。）又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「都中高層建築物条例」という。）の適用を受ける指定建築物の建築をし</p>

改正後	改正前
<p>ようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請</p> <p>(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出</p> <p>(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準</p>	<p>ようとする建築主は、区中高層建築物等条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都中高層建築物条例第5条第1項の規定による標識の設置を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する建築物以外の指定建築物の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の前までに、当該建築に係る計画を区長に届け出るとともに、住環境の整備及び周辺環境への配慮等について、区長と協議を行わなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請</p> <p>(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出</p> <p>(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第22条の2第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請</p> <p>(6) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請</p> <p>(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準</p>

改正後	改正前
<p>用する場合を含む。)に規定する認定の申請</p> <p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定(第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条(第31条において準用する場合を含む。)、第25条、第27条、第28条第2項、第29条並びに第30条第1項の規定(以下「住環境整備規定」という。))を除く。)による整備等について行うものとする。</p>	<p>用する場合を含む。)に規定する認定の申請</p> <p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請</p> <p>3 前2項の規定による協議は、次章から第7章までの規定(第10条第3項、第16条、第18条、第21条第1項及び第2項、第24条(第31条において準用する場合を含む。))、第25条、第27条、第28条第2項、第29条並びに第30条第1項の規定(以下「住環境整備規定」という。))を除く。)による整備等について行うものとする。</p>
<p>附 則(平成14年12月6日条例第68号)</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為(以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。)に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p>中略</p>	<p>附 則(平成14年12月6日条例第68号)</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第65号)第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和53年東京都規則第159号)第5条第1項各号のいずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為(以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。)に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p> <p>中略</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成31年 3 月 5 日条例第15号） この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第 67号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月 9 日条例第21号） この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 4 号の改正規定及び第21条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和 3 年12月〇日条例第〇〇号）</u></p> <p>1 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第 7 条第 2 項第 7 号の申請に係る同項の規定による届出及び協議は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>附 則（平成31年 3 月 5 日条例第15号） この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第 67号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（令和 3 年 3 月 9 日条例第21号） この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 4 号の改正規定及び第21条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>